淀川水系流域委員会
第９回住民参加部会(H18.6.26)
審議資料１－２

河川整備計画基礎案整備シートに係る
平成17年度事業の進捗点検についての意見(案)

住民参加部会

計画

【計画】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系

●基礎原案(具体的な整備内容)

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。

＜基礎原案への意見＞

「河川レンジャー(仮称)」は、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立つように発展させる必要がある。

提言の趣旨を尊重した「河川レンジャー(仮称)」制度の検討を高く評価する。流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切にしたいと考える。

「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれ水域や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、水域や地域の特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。

「河川レンジャー」の役割・権限・人材の確保や育成については今後の検討課題である。「河川レンジャー」の制度、水系・流域を視野においた規則、指針、計画、研修、技術、安全確保などの点において一貫した取組みも必要である。このため、この新たな制度が有意義かつ安全に育成・展開できるよう各流域の「河川レンジャー」の交流と役割強化を担う「河川レンジャー支援センター(仮称)」の設置を検討する必要がある。また、水系内の各河川に設置される「河川レンジャー」の交流・連携をはかり、共通の目標を住民・住民団体などの参加により協働して進めるなど、自主的な活動に取り組むための「河川レンジャー会議(仮称)」の設置を検討することが望まれる。

「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」において、試行的活動を通して検討する取組みが進められているが、淀川水系の各地においても、「河川レンジャー」の検討・試行を早期に進めることが望まれる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系

●基礎案(具体的な整備内容)

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。

＜平成17年度事業進捗報告への意見＞

○5月25日 第2回住民参加部会検討会での意見交換(結果報告より抜粋)

・直轄河川以外での河川レンジャー制度はどうなっているのか。
　←現在は制度作りの段階のため、直轄河川が河川レンジャー制度の範囲となっている(河川管理者)。

←将来的には河川全体で取り組んで頂きたい。例えば桂川では、狭いエリアで直轄・非直轄に区分けされている。直轄河川以外でもぜひ取り組んで欲しい。今後は直轄区間以外の自治体とも協力していくのか。

←その方向で考えていきたい(河川管理者)。

・各河川事務所で進捗状況が違っているが、河川事務所間での情報交換はしているのか。

←河川レンジャー制度は試行段階にあり、進捗状況や選定手順等、河川事務所によってバラバラだ。まさにこれから事務所間による全体会議を開いて話を詰めていく(河川管理者)。

・河川レンジャー制度の目標と問題点は？

←整備計画を進めていくためには、地域住民との二人三脚が必要だが、全住民を相手にするのは難しい。河川の知識とリーダーシップを持った通訳代わりの機能を有した河川レンジャーを期待しており、一緒に河づくりをやっていく(河川管理者)。

←木津川は大きな洪水を経験しているので、河川レンジャーには「洪水の怖さ」を伝えてもらうことも期待している(河川管理者)。

←猪名川では住民活動団体と河川レンジャーの境界がはっきりしなくなった点が反省点だ。レンジャー制度によって、行政相手だと身構えてしまう住民との連携がとれやすくなると思っている(河川管理者)。

・清掃活動や動植物保護とは違う点での河川レンジャー制度を設計していく必要がある。

・住民が河川のことを考える「きっかけづくり」が河川レンジャー制度の柱だろう。河川を自然教育の場として位置づけて欲しい。

・琵琶湖河川事務所の河川レンジャーアドバイザー委員会は評価機関なのか。また、河川レンジャーの任期１年はプランナーとしては短いと感じた。

←評価ではなく、河川レンジャーの支援・補佐を行う。任期については「とりあえず」という位置づけだ(河川管理者)。

・河川レンジャー選出の方法が明確になっている必要がある。(レンジャー公募のチラシについて)住民との通訳機能は「中立」であろうがなかろうが、可能だ。行政が選出する以上「中立」ではない。「中立」をことさら強調する必要はない。

・河川レンジャーについて河川管理者の全体会議が開かれたそうだが、各河川事務所の河川レンジャー制度を比較表で示してもらえればわかりやすい。

←全体会議を通じて、それぞれの河川事務所で進捗も報告もバラバラだということがわかった。今後どう調整するかも含めて検討していく。どういう視点で表としてまとめればいいのか、教えて頂きたい。現時点では各河川事務所で方向性が違うので、横軸でまとめるのは難しい(河川管理者)。

・各河川事務所での取り組みの具体的な中身まで説明してもらえればわかりやすい。

【琵琶湖部会】
(田中委員)

制度への取り組みの経緯は図式などで記述されているが具体的内容が見えてこない。点検から言えば３７回琵琶湖部会で意見、質問があった様に、目標、権限、連帯、処遇等について検討委員会やアドバイザー委員会での議論集約や決定事項、そして規約、又選任されたメンバー等、進捗状況を当部会に資料等で報告されるべきと考える。委員間の情報共有が必要と思われます。

地域の大きな特色として県が管理する流入河川が琵琶湖に重大な影響を及ぼす事から湖岸周辺域や河口での制度も当然必要であるが集合する川の連続性の重要性から考えれば流域の住民参加の協働システムをどう構築するか、県側と早急に協議すべきである。まず一つの流域を試行、実施する事が考えられる。

（川上委員）

琵琶湖河川事務所の河川レンジャーに関する基本的な考え方を表す標語として掲げられている「自ら考え、自ら創る、協働と連携」は、説明なしには一般住民に分かりにくいかもしれない。しかし、河川管理者の認識として、住民参加等による新しい河川管理の推進が求められているなかで、河川整備にあたり住民との連携協働が不可欠であり、住民と行政の間に介在して中立の立場でコーディネートする者として「河川レンジャー」を捉えていることは極めて適正である。

河川レンジャーの活動拠点として、既にこれまでも住民連携の拠点として活用されてきた「ウォーターステーション琵琶」が存在し、住民と行政との交流・連携・協働に実績があることは、他の事務所と較べて大変進んでいる点であり、同所を中心に展開してきた住民連携の実績の上に立って河川レンジャーの活動が展開されることにより、住民と住民、そして住民と行政との交流・連携が更に進展することが期待でき、それは他の事務所における河川レンジャー事業のモデルにもなるに違いない。

河川レンジャーの活動エリアは、当面は直轄管理区間とされているが、河川や流域社会の連続性かんがみ、滋賀県の理解と協力のもと琵琶湖に接続する全ての河川・水路・内湖など、広く琵琶湖水系の水辺において活動できるようにすることが望ましい。

琵琶湖管内における河川レンジャーの実現の過程は、河川レンジャー準備会（平成 17 年 4 月）の設置、河川レンジャー制度検討委員会（平成 17 年 11 月）の設置、河川レンジャーの公募（平成 18 年２～3 月）と選任（同 4 月）、河川レンジャーアドバイザー委員会（平成 18 年 4 月）の設置など、1 年間という極めて短期間の間に検討と実施が進められたため、今後は、選任された５名の河川レンジャーによる試行的活動の成果と問題点をアドバイザー委員会にフィードバックし、河川レンジャーの資質や制度としての完成度をさらに高める不断の努力をとその持続が大きな課題となる。その他詳細については、河川レンジャー（淀川）の項で述べた内容を参照されたい。

【淀川部会】

（川上委員）

平成 15 年度から伏見出張所管内において、平成 17 年度から福島出張所管内において先駆的に試行され、そこから得られた成果や問題点を「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」（以下検討懇談会という）に諮りつつ、実施に向けて真摯に取り組まれたことを委員会は高く評価する。

淀川河川事務所は、これまでの検討結果を踏まえ、河川レンジャーの制度化を視野に置き「淀川管内河川レンジャー運営要領（案）」（以下運営要領（案）という）の起案に鋭意取り組まれた結果、「住民と行政との連携・協働による河川管理をめざす河川レンジャー」の主旨を十分に反映した精緻な運営要領（案）が案出された。

このように委員会が提案した内容が基礎原案を経て基礎案に反映されたが、その主旨は淀川管内５ブロック（８出張所）での試行を通じて日々着実に具現されつつある。

今後は、さらに次の諸課題について可及的速やかに取り組むことが必要である。

１．講座および研修について

河川レンジャー募集のための講座、および就任後に実施する研修などの科目、講師の選定、講座・研修資料の編集などを検討し決定する必要がある。また、就任後一定期間を経過する毎に、河川に関するさらに広く深い知識や体験を学習するための研修、すなわちフォローアップ研修（仮称）についても同様である。

２．活動拠点

河川レンジャーの活動拠点として、当面は既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、三栖閘門資料館等を試行的に活動拠点とすることとしている。住民や住民団体と情報の共有、交流・連携を図り、相互理解を深めるために活動拠点は、住民や住民団体に開かれた場としての「流域センター」として活用することが望ましい。

３．処遇

河川レンジャーの活動は無償奉仕活動ではなく、報酬や身分がきちんと保障されて初めて成り立つと言っても過言ではない。勤務形態は、現時点ではどの事務所においても非常勤（時間限定、休日勤務など）であるが、将来的には常勤（公務員としての雇用ではなく）も想定すべ

きである。当初委員会が構想した活動内容は大変広範囲にわたっていることから、これを実現するためには非常勤では中途半端な対応になることが懸念される。今後の本格的な実施とその継続の過程では、多様な勤務形態のあり方とそれに相応しい処遇(報酬額を含む)の検討が必要である。

４．広報活動(PR)

河川レンジャー(制度)に関する社会の認知度はまだまだ低い。優秀な人材を確保するためにも広報活動を有効に行うことが重要である。

５．職員の認識

すべての職員が河川レンジャーの存在意義について充分理解していないと主旨が活かされないし、活動の持続性が失われるおそれがある。職員は２、３年で移動するため、認識の継承が重要な課題であると考える。

６．自治体の認識

河川レンジャーの主旨や制度が、流域自治体に十分理解され、河川レンジャーの活動について自治体の支援を期待できるかどうかは重要な課題である。河川及び流域社会の連続性にかんがみ、河川レンジャーの活動エリアは、当面は指定区間外区間における活動とするものの、できるだけ近い将来において自治体の理解のもとに指定区間へも拡大すべきである。

河川レンジャー制度の実現は、近畿地方整備局の「住民とする協働」「合意形成をめざす」という「新しい河川管理」の主旨に適った最重要課題のひとつである。平成１９年度からの本格実施に向けて、今後も引き続き試行の成果や反省点をフィードバックし、選任された個々の河川レンジャーの資質向上や、「制度としての完成度」をさらに高める不断の努力を惜しまず、鋭意取り組むことが重要である。

【木津川上流部会】

(岡田委員)

遊水スイスイ館を活動拠点として試行的に河川レンジャーを任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について運営会議において検討しようと努めていることは一定の評価ができる。しかし以下の点で改善が求められる。

①遊水スイスイ館という地域独特の施設を活かした河川レンジャーの役割について、もっと具体的かつ実現可能なビジョン「河川レンジャー・木津川上流像」を示すべきである。この意味で、検討・実施内容に記してある多様な役割像は、羅列的で、しかも相互に相容れない性格のものも含まれており、現実的な実現性も十分に担保されていない。従って重点的項目の絞り込みが不可欠である。

②およそ事業を「試行として行う」ためには、それによって何を試行的に確認し、検証するのかについて、具体的かつ達成可能な目標を掲げることが求められる。その点で、上記の「河川レンジャー・木津川上流像」の提示や、進捗状況の確認の方法を明記すべきである。

木津川上流河川レンジャーの準備会の役割や位置づけをもっと明確にすべきである。

①河川レンジャーを選定する役割を担うのであれば、「河川レンジャー・木津川上流像」を準備会として選考基準として提示すべきである。また委員構成についてもその点で工夫が必要であろう。

②「河川レンジャー・木津川上流像」に見合う資格や経験を満たす人材が、現段階でどの程度いるのかについての見通しを準備会が現段階で掲げることができるのか。むしろ、そのこと自体を試行的に確認するとともに、そのような人材育てる教育訓練プログラムを試験的に開発し、結果として人材が必要な数やレベルまで育つことを目標にする方が現実的ではないか。

(川上委員)

木津川上流河川事務所の河川レンジャーの活動内容に関する基本的な考え方として防災面に基軸を置き、環境学習、動・植物の保護活動、不法投棄の監視、河川利用者への安全指導など「河川管理の支援」と位置づけたことは適切である。

今後できるだけ早期に河川レンジャー検討懇談会を設置するとともに、少数の河川レンジャーを仮に選任し、その試行活動の成果と問題点を検討懇談会にフィードバックしつつ、可及的速やかに木津川上流域の特性に適った河川レンジャーを実現すべきである。なお、木津川上流管内における河川レンジャーは、管理区域が広域(流域面積 1,308 ㎢)にわたることから、主要河川流域を基準に数ブロックに分けて配置する必要があると考えるが、当面、活動拠点は上野地区と名張地区の二ヶ所に置くことが望ましい。

今後の検討にあたっては、各事務所に共通する点も多いことから、先行している淀川河川事務所や琵琶湖河川事務所などの試行実績や運用要領(案)などを検討懇談会委員にも資料提供し、それらを参考にしつつ効率的に進めることが望ましい。その他詳細については、河川レンジャー(淀川)の項で述べた内容を参照されたい。

○2006.5.18 第2回木津川上流部会検討会での意見交換
(寺田委員)

レンジャーの費用の説明で「ボランティアでよい」という趣旨の説明があった。日本では「ボランティア」を「無償」というふうに間違って理解されているところがあるが、「ボランティア」というのは「強制されない」という意味であって、有償か無償かということとは全く関係がないということをよく理解する必要がある。最近の考え方はボランティア活動であっても一定の範囲の費用支払い等、有償ということが基本的な考え方になっている。

きょうの説明は河川レンジャー(制度)全般の部分と、木津川上流の部分を抽出しての説明とがあったが、実際に整備内容シートの進捗状況の報告では基本的に河川レンジャーの全体的な部分と各河川事務所の部分にわたっての部分と含んでいる。進捗の差とか中身についてはかなりの温度差があるが、先鞭を切ってかなり進捗しているところがある。河川レンジャーの個別の地域の特質性は別としても、既に共通する成果とか課題というものは一定出てきていると思う。そういうものを報告いただいて、それを前提にしてなおかつ各河川事務所ごとの地域特性を踏まえて河川レンジャー制度というものは、例えば木津川上流においてはどういうことが検討されなくてはいけないのか、配慮されなくてはいけないのかということを次の機会にでも報告をいただければ、この委員会の方で具体的な意見が言えるんじゃないかと思う。

(村上興正委員)

役割・地位・身分・報酬等の基本的な事項についてきっちりと明示すべきである。若い人が「職」という形でやれるのか、あるいは好きな人がボランティアでやる、定年になった人がやるのか、によって非常に違う。若い人が入ってきてほしいが、例えば(任期が)1年だったらやっていられない。もうちょっときっちりと保障しないと、いい人は来ない。河川管理者は流域委員会がこの制度を提言した意義を考えて魅力的なものにするような努力をすべきである。

(川上委員)

各事務所によって取り組みがそれぞれ特色ある取り組みになっている。事務所の管轄エリアの広さ等においても、例えば淀川河川事務所のように広域かつ大都市圏を管轄している事務所と、木津川上流河川事務所のような上流部の山間部の管理をしているところとはおのずから性格も規模も違うので、かなり違った取り組みになるということを考えて取り組んでいると思う。

流域委員会の方から提案した河川レンジャーの性格として、河川管理者から独立した立場で活動するということを河川管理者が十分認識するとともに、河川レンジャーになる人もその点をきっちりと認識した上でレンジャーの務めを果たしていただきたい。

【猪名川部会】

(角野部会長により千代延委員と川上委員の案をもとに再構成)

猪名川河川事務所は河川レンジャーに関する基本的な考え方や河川レンジャーの活動の目標・役割などを明確に示し、そのうえで猪名川の河川レンジャーの特色を出す必要がある。河川レンジャーのこれまでの試行活動は清掃活動が多いようであるが、河川レンジャーの本来の役割は、住民と行政の日常的な信頼関係を築くために、河川管理者と住民の方々の間に介在し、住民と行政の調整者(コーディネーター)となることである。河川管理者の代理人としてではなく、自らの意志と責任のもとで個性と特性を活かした活動を行うという点にある。

猪名川流域における河川レンジャーに相応しい活動に取り組むことが「河川管理への住民参

加」という河川レンジャー本来の主旨を活かす道である。当初のメニューは決して多くなくてもよい。例えば、防災意識の啓発、不法投棄の監視、環境啓発といったメニューについて試行を重ねながら活動のノウハウを確立すればよい。特に猪名川は都市河川として自然環境保全の取り組みはないがしろにされてきた経緯がある。自然環境保全は、優先的な活動メニューとして考慮すべきであろう。

今後、猪名川河川事務所が取り組むべき課題は少なくない。猪名川管内において必要な河川レンジャーの活動内容の検討、河川レンジャーの運営要領の策定、河川レンジャー選出方法の明確化、就任後の研修、権限、責任、報酬等の処遇、直轄河川以外でのレンジャーの活動を視野に置いた自治体の会議への参加促進や協力体制の構築、他流域の河川レンジャーとの情報交換や交流など制度としての整備が必要である。また、活動拠点の確保も急務である。当面は国の施設でなくとも良く、公民館等の活用も考えるべきである。

このようにして猪名川河川事務所は可及的速やかに猪名川の特色ある河川レンジャー活動を軌道に乗せることが重要である。そのためには他の事務所の先行事例を参考にしつつ、河川レンジャーによる試行的活動の成果と問題点を運営委員会にフィードバックし、河川レンジャーの資質や制度としての完成度をさらに高める不断の努力が大きな課題である。